

芦屋市緑化事業助成制度のご案内

この助成制度は、芦屋市域において緑化推進していただくために、市民・事業者・各種団体の皆様に費用の一部を助成するものです。

助成制度の概要は表のとおりです。

助 成 対 象 事 業	助 成 額	助成限度額
ア 生け垣緑化事業 (樹木の植栽) 高さ 1 m 以上の常緑樹を延長 2 m 以上植栽するもの。ただし、道路又は外部から眺望できる水路に面し、かつ、樹木にあっては、外部から眺望できる部分の高さが概ね 50 cm 以上であること。 (つる性植物の植栽) ネットフェンス、ブロック塀、コンクリート塀等を延長 2m 以上被覆するもの。ただし、道路又は外部から眺望できる水路に面していること。 イ 壁面緑化事業(建物又は擁壁の壁面を延長 2 m 以上被覆するもの) ウ 駐車場緑化事業 (2 m ² 以上の張芝等の植生ブロック又は植栽をするもの) エ 屋上緑化事業 (樹木、芝又は地被植物により植栽するもの) オ シンボルツリー植樹事業 (高さ 1.5m 以上の樹木の植樹) カ その他緑化・植樹事業 (必要と認めるもの)	対象事業に要する費用の 1/2 の額 ※ 1,000 円未満は切捨て	100,000 円

- 備考 1 育成管理のための費用は除く
 2 移動させることができる植栽、植樹等は除く。

※ なお、次のような場合は助成対象となりません。

- ・緑化または環境保全事業を業とする方
- ・既に、この助成制度の助成金を受けた方
- ・本市または他の公共団体等の助成を受けている事業

申込期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日まで

助成件数

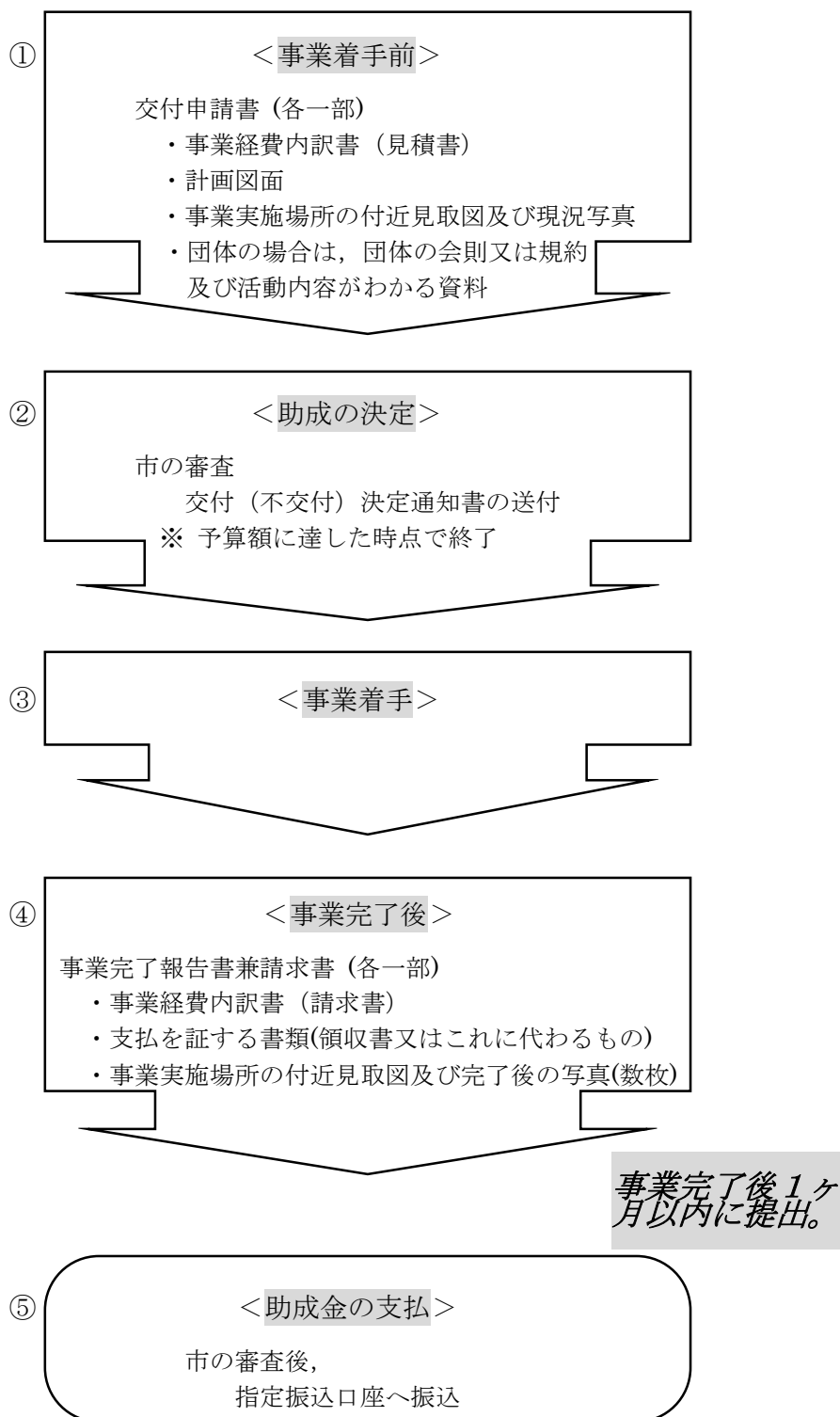
おおむね 30 件 (先着順・予定された額に達した時点で終了します。)

申込み及び問合せ先

芦屋市 都市建設部 公園緑地課
 〒659 - 8501 芦屋市精道町 7 番 6 号
 TEL 0797 - 38 - 2065
 FAX 0797 - 38 - 2135

申請手続きは裏面に

申請手続き



申込み及び問合せ先

芦屋市 都市建設部 公園緑地課 TEL0797 - 38 - 2065

〒659 - 8501 芦屋市精道町7番6号 FAX0797 - 38 - 2135